

## 大阪市条例第26号

### 特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年大阪市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
附 則 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月1日から適用する。 [削る]	附 則 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月1日から適用する。 <u>2</u> 第2条第2項の規定の適用については、 当分の間、同項中「10,700円」とあるのは、「10,700円（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症に係るワクチンの接種に関する業務に従事する医師その他の医療従事者にあつては、30,000円）」とする。
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。